

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010 ～ 2012

課題番号：22730139

研究課題名（和文）アメリカ対中政策と台湾地位未定論—対日講和条約第 2 条 b 項の形成過程

研究課題名（英文）Taiwan's International Status and U.S. China Policy

研究代表者

高橋 慶吉 (TAKAHASHI KEIKICHI)

大阪大学・法学研究科・准教授

研究者番号：60456928

研究成果の概要（和文）：1951 年 9 月、アメリカ主導で作成された対日講和条約が締結された。同条約第 2 条 b 項は台湾の処分について、「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定する。ここに明らかなように、対日講和条約は日本の台湾放棄を定めたのみで、その帰属先を規定しなかった。本研究ではそのことに着目し、台湾の地位を未定にとどめたアメリカの意図や狙いについて考察した。なお成果の一部は、論文、学会報告という形で発表した。

研究成果の概要（英文）：Under the initiative of the United States, the peace treaty with Japan was signed in San Francisco in September 1951. Article 2 (b) of the treaty stipulates that “Japan renounces all right, title and claim to Formosa and the Pescadores,” leaving the international status of Taiwan in abeyance. This research project tried to make clear American strategies behind that stipulation.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	600,000	180,000	780,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	100,000	30,000	130,000
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：ダレス、台湾、対日講和

## 1. 研究開始当初の背景

台湾の国際的地位に関する問題はこれまで、国際法の分野でさかんに議論されてきた。対日講和条約を根拠に、台湾の地位未定を主張するアメリカの立場を支持するものや、カイロ宣言などを理由に台湾の中国への帰属を主張するものなど、様々な議論がある（カイロ宣言には、「台湾及澎湖島ノ如キ日本国

ガ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スル」とある。このカイロ宣言の規定は、1945 年 7 月のポツダム宣言第 8 項において再確認された。なお、対日講和条約を根拠に台湾の地位を未定とする、上記アメリカの立場には、1972 年の米中和解以降、多少の変化が見られる）。

一方、台湾の国際的地位に関する問題を政治学の視点から分析した研究は少ない。管見

の限り、それを主題とする本格的な政治学研究としては唯一、戴天昭『台湾法的地位の史的研究』（行人社、2005年）があるのみである。同書は、古代から現代（陳水扁政権期）に至るまでの台湾の帰属先の変遷を論じた包括的な研究となっている。しかし、対象とする時期があまりに広く、対日講和条約に関する記述は少ない。台湾の地位を未定のままにとどめたアメリカの戦略に関する記述も表面的なものにとどまる。

もちろん、対日講和条約に関する政治学研究が十分なされていないというわけではない。しかし中国・台湾に関わる問題と言えば、中国代表権の問題が関心を集めてきた。その分、台湾の地位に関する問題は看過される傾向にあったように思われる。

中国代表権の問題が、1972年の日中国交樹立に至るまでの、日中・日台関係を規定した重要な問題であることは論を俟たない。しかし、台湾の地位の問題が現在においてもなお未解決のままであることを考えると、それを研究することの意義は決して小さくないと思われる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、アメリカが対日講和条約において台湾の地位を未定にとどめた理由を考察することにある。

対日講和条約については、細谷千博『サンフランシスコ講和への道』（中央公論社、1984年）や五十嵐武士『対日講和と冷戦一戦後日米関係の形成』（東京大学出版会、1986年）など、多くの優れた研究がなされてきた。その中には特に対日講和条約の領土条項に注目し、形成過程を詳細に分析した研究もある。たとえば、千島・南樺太の処分を取り決めた第2条c項については、梶浦篤「北方領土をめぐる米国の政策—ダレスによる対日講和条約の形成」『国際政治』第85号（1987年5月）を、琉球諸島の処分を規定した第3条については、ロバート・D・エルドリッジ『沖縄問題の起源—戦後日米関係における沖縄1945—1952』を挙げることができよう。本研究では、これら先行研究の成果を十分取り入れるよう努めた。

## 3. 研究の方法

本研究は外交史研究であることから、歴史資料の調査、収集、そして分析が主たる研究上の方法となる。以下、訪問した資料館・図書館と調査・収集した資料を紹介する。

### (1) 2010年度

アメリカ国立公文書館（カレッジパーク館）において、1940年代から50年代にかけての国務省文書を中心に資料の調査・収集を、

アイゼンハワー大統領図書館において、対日講和条約の作成に大きな貢献をなしたジョン・フォスター・ダレスの文書の調査・収集を行った。

アメリカでの調査を補うため、京都大学文学研究科図書館と国立国会図書館・東京本館・憲政資料室において資料の調査・収集に当たった。京都大学文学研究科図書館ではプリンストン大学・マッド図書館に所蔵されているダレス文書のマイクロフィルム版を、国立国会図書館・憲政資料室ではトルーマン大統領図書館に所蔵されている対日政策関連文書等のマイクロフィッシュ版を閲覧し、その一部を複写した。

### (2) 2011年度

イギリス・ロンドンにある公文書館（National Archives）を訪れ、イギリス外務省資料の調査・収集を行った（細谷千博『サンフランシスコ講和への道』に明らかなように、イギリスはアメリカほどではないにしろ、対日講和条約の作成過程において重要な役割を果たした）。

また前年度に引き続き、アメリカの公文書館において、対日講和条約関連の資料調査・収集に当たった。

### (3) 2012年度

国立国会図書館・憲政資料室において外交関係資料の調査・収集を行った。トルーマン政権で国務長官を務めたディーン・アチソン（Dean Acheson）や国務省の中国専門家ジョン・メルビー（John Melby）の文書など、昨年度までの2年間で十分に調査することのできなかつた個人ペーパーの調査・収集に当たった。

## 4. 研究成果

まず対日講和条約の作成に中心的役割を果たし、アイゼンハワー政権で国務長官を務めたダレスの対中政策論について検討した。明らかになったことは下記の2点である。

1点目は、ダレスが台湾の地位を未定にとどめ、さらには54年末締結の米華相互防衛条約（正式名称は、「アメリカ合衆国と中華民国との間の相互防衛条約」）において中台分離の状態を固定化しようとしたにも関わらず、国府を唯一正統な中国政府として支持し続けた理由についてである。ダレスは、アメリカが国府支持策の変更へと動けば、甚大な心理的ダメージを国府に与え、その台湾防衛や台湾統治を揺るがし、中華人民共和国政府（以下、北京政府）の台湾支配という事態を招いてしまう、と恐れていた。島嶼防衛線の一角を占める台湾が共産化した場合、その影響は防衛線を形成する他の諸国や地域にも及ぶとダレスは見えていた。ダレスにとって

国府支持策は、そうした事態を防ぐためのやむを得ない手段としての意味合いを持つものだったのである。

2点目は、ダレスの対中政策の裏には中台の将来に対する彼なりの長期的見通しがあったということである。国府支持の方針を変えることができなかつたダレスであるが、必ずしもその方針からの脱却が不可能と考えていたわけではない。というのもダレスは、中台分離の状態が長引き、台湾人の国府内部での割合が高まるにつれ、国府の中国政府としてのこだわりが薄れる一方、台湾政府としての性格が強くなっていくと見ていたからである。

だがダレスはこうした台湾側における変化により、台湾の独立国化を推進することが可能になるとの期待を抱きながらも、台湾の中国への帰属を認める可能性を排除しようとはしなかつた。なぜならダレスは、北京政府の大陸支配がそのまま続くとは考えておらず、崩壊するか、もしくはその性格を徐々に西側に近いものに変化させていくと見ていたからである。

ダレスはこれら中台双方の変化を見据えつつ、台湾海峡の安定を維持することがアメリカの果たすべき役割と考えていた。そのためダレスは、中台分離の状態を固定化しようと努力するのである。その努力は彼が体調不良から59年に国務長官の職を辞する直前まで続いた。

次に取り組んだのは、アメリカの戦後台湾政策の形成過程についての研究である。アメリカの台湾政策と言え、50年6月の朝鮮戦争の勃発を機にした、第7艦隊の台湾海峡派遣をその起点として考えがちである。しかし、台湾海峡情勢への対応を国共内戦への対応として捉えれば、内戦の主戦場が大陸にあった40年代後半からの対中政策の変遷の中に、台湾政策の形成を位置づけることができるのである。

そのような視点から注目されるのが、国共調停の失敗により、国府を中心とした統一中国の実現が絶望的となる中、48年にトルーマン政権が採用した政策である。それは、直接の軍事介入を控えながらも限定的援助で国府を支え、中国大陸全土の共産化を防ぐというものだった。48年2月にはそうした方針を強く反映した中国援助計画が議会で提案されている。

中国援助計画と言え、マーシャル・プランへの超党派の支持を必要としたトルーマン政権が、蒋介石支持の共和党議員を懐柔するため議会に提出したものと見られがちである。その見方によるとトルーマン政権は、中国援助計画を策定したころにはすでに国府を見限っていた。腐敗にまみれ中国民衆の支持を失いつつあった国府が共産党軍の攻

勢に耐えられるとは考えられなかつたからである。唯一、そうした国府でも救う方法があるとしたら、それは大規模な軍事介入だった。しかし、トルーマン政権はヨーロッパと比べ二次的な重要性しかない中国で莫大なコストを負担しようとはしなかつたのである。

こうした従来の説明は、蒋介石支持派議員の影響力を過大視する一方で、トルーマン政権の中国に対する戦略上の考慮を過少に評価しているように思われる。確かに、トルーマン政権は国共内戦への軍事介入を行う意図を持っていなかった。しかし、中国情勢から完全に手を引き、共産党の勝利をやすやすと許すつもりもなかつたのである。もちろん、直接の軍事介入なしに中国大陸の共産化を防ぐことができるとの確たる見込みがトルーマン政権にあったわけではない。しかし一方で、「共産主義者が中国全域を手中に収めることができるとは考えていない」という、国務省・政策企画室長ケナンの見解に代表されるような比較的楽観的な見方もあった。

直接の軍事介入を控えながらも国府を支え、中国大陸全土の共産化を防ぐという、48年の方針は、中国大陸が国民党支配地域と共産党支配地域に分裂した状態を維持しようとするもの、換言すれば中国大陸における国共間の分断線の維持を図ろうとするものに他ならない。アメリカは19世紀末以来、門戸開放政策のもと一貫して中国の統一を支持してきたと言われるが、共産勢力の拡大が憂慮される中、中国の分裂に利益を見出し、それを助長する政策を採用することになるのである。

トルーマン政権の対中政策と言え、朝鮮戦争の勃発まで共産勢力の中国大陸、そして台湾への拡大を許すものだったと見られることが多い。しかしヨーロッパでマーシャル・プランが始動し、日本で占領政策の転換が進むなど、冷戦政策が本格化した48年に、中国でも共産勢力の拡大阻止が試みられていたのである。

その試みは、冷戦政策の一環であったと同時に、ヨーロッパ、そしてアジアに支配的なパワーの出現を許してはならないという伝統的な外交方針に沿ったものでもあったと言えよう。アメリカによる第七艦隊の台湾海峡派遣という措置はそうした2つの性格を持つ、48年路線の延長線上にあるものと理解することができるのである。

以上のことから差し当たり、次のように言うことができよう。アメリカが台湾の地位を未定にとどめた主たる理由は、北京政府の台湾支配を否定することにあつた。ただダレスの長期的見通しから窺われるように、アメリカは必ずしも大陸の台湾支配を完全に否定しようとしたわけではない。未定という「地

位」は、先行研究が指摘するように、イギリスなどとの調整の結果であったとともに、アメリカが大陸による台湾支配を当面否定しつつ、台湾の将来に対してフリーハンドを握るため、戦略的に選択した結果でもあったのである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 高橋慶吉『二つの中国』とアメリカ・ダレスの対中政策論『阪大法学』第62巻第2号(2012年7月)、187-222頁。査読無し。

[学会発表] (計1件)

- ① 高橋慶吉「アメリカの2つの中国」政策—その形成と構造」日本国際政治学会2012年度研究大会、自由論題部会「アメリカと集団的安全保障—冷戦・核・インテリジェンス」(2012年10月19日)於:名古屋国際会議場

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

高橋 慶吉 (TAKAHASHI KEIKICHI)

大阪大学・法学研究科・准教授

研究者番号: 60456928